

それでは、届け出順に発言を許します。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） おはようございます。6番議員、会派新政会の脇本啓喜です。

5月の市議会議員選挙で2期目の当選をさせていただき、まことにありがとうございました。1期目以上に勉強して、さらに市民の皆様のためになるよう、皆様に活動内容を御理解いただけるよう努めてまいりたいと思います。

では、通告に従い、観光客誘致に向けた具体的取り組みについてと、新病院及び上対馬病院医療体制充実について質問します。

大きな1番、観光客誘致に向けた具体的取り組みについて。

(1) 国際線国内線混乗特区申請に向けた進捗状況について。

私は、4年前の選挙直前に市民にお示した政策提言の真っ先に、釜山港、博多港間を定期就航しているJR九州高速船のビートル号を比田勝港に寄港してもらい、対馬北部住民の本土往復の利便性向上あるいは観光客の増加を図ることを提案し、平成21年12月議会で一般質問しました。

その直前の11月に、対馬市は混乗特区申請に向けて、内閣府法制局に相談しており、翌年2月には特区認定が困難である旨、市長宛てに文書で回答がありました。

①内閣府に混乗特区申請を相談した結果の分析と、それを受けて市が行った具体的解決策について答弁を求めます。

②特区認定に向けた今後の具体策について答弁を求めます。

(2) 渚の湯隣接ホテル誘致の公募結果について。

昨年末、実施したホテル誘致公募が不調となっています。ホテル事業に素人の行政が、部屋数や部屋の広さなど、あれこれ規制を設けるよりは、行政ではできないような発想を引き出す上でも、もっと自由度のある公募とすべきではないでしょうか。

また先日、渚の湯単独の指定管理を募集したことを含めて、再募集に向けた善後策について答弁を求めます。

大きな2番、新病院の医療体制充実と上対馬病院医療体制充実について。

(1) 上対馬病院の産婦人科や外科等の常勤医師復活見込みについて。

①今ある命もちろん大切にする必要がありますが、新たに生まれてくる命のために、上対馬病院外科と産婦人科を復活させるよう、企業団に強く訴えていくべきだと思いますが、市長の見解を求めます。

②上対馬病院の24時間医療機能の維持には常設診療科目の充実は不可欠だと思いますが、市長の見解を求めます。

パネルをごらんください。今年度上対馬病院の常勤医師は3名体制となり、入院、外来ともに

対前年比2割前後の大幅減となっています。当直医も対馬いづはら病院から1名派遣されている状況です。このままでは北部住民の不安と不満も大きい上に、病院経営自体も心配です。

また、患者の他地域への流出は、地元経済に与える影響も大きなものとなります。また、転勤族の方々も子供を連れてやってこようと、そういう気持ちが薄れていく、そういうことも心配されます。対馬地域医療対策検討委員会報告書、平成20年12月において、上対馬病院については、入院機能を含めた現在の機能を維持する必要があると、今後のあり方に関する報告がなされているはずですが、市長の見解を求めます。

(2) 新病院の医療体制充実と他の医療・福祉機関との連携について。

①医療従事者確保に向けた積極的な取り組み強化について所見を求めます。

②高規格救急車の導入等医療難民解消施策の強化について所見を求めます。

高規格救急車両は、病院が近いという理由で上対馬管内だけ配置されていません。しかし、外科も常駐されていない状況では新統合病院への転送はますます増加するはずですが、高規格救急車で新病院へ搬送する途中まで、新病院から医者が迎えに走り、そこで高規格救急車に乗り込むというドッキング方式を確保することが、より命を救うために必要となるのではないのでしょうか。

③平成18年の診療報酬改定で、厚生労働省は新たに在宅療養支援診療所の制度を設け、平成24年度からは在宅医療連携拠点事業の拡充を図っており、医療制度が在宅医療を充実させる方向に大きくシフトしてきています。ケア志向の在宅医療システムの構築について所見を求めます。

以上、答弁によっては一問一答でお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 協本議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の観光客誘致に向けた具体策の中で、混乗特区の件がありました。この部分につきましては、既に御存じのとおり、平成21年11月に内閣府に対し、外国航路船舶への島民の混乗の特区提案というものを、対馬市で出させていただきました。この提案の主旨につきましては、税関法それから出入国管理及び難民認定法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、防疫法における特区による規制緩和措置に関するものでございました。

その提案の回答につきましては、先ほど協本議員がおっしゃられたとおりでございます。翌年の1月に、実は内閣府より回答があったところであります。結論としましては国内、国外の旅客船利用者の接触を完全に遮断するにしても、寄港地である比田勝港における諸手続及び検査等の緩和もしくは免除等を行うことは適当でなく、特区として行うことは不可能であるというふうな回答が上がってまいりました。

この回答を受けまして、私どもは先ほど申しました、税関法ほかさまざまな法律で、法的な規制緩和の問題ではなくて、国内・国外船舶利用者を区分して密輸、密航を完全に阻止することは

実務上困難との判断によったのかなというふうに解釈しました。

これに対し、植物防疫法、家畜伝染病予防法、防疫法では国内・国外船舶利用者を完全に遮断することができるならば、可能性はあるのではというふうに考えたところです。

この分析を受けて、私どもは次なる対応として、まず国内・国外船舶利用者を完全に遮断するための船舶の改造の可能性につきまして、J R九州高速船株式会社にお話を持っていきました。空気感染を含んだ完全な遮断は、船の構造上不可能であるとの話があり、船の改造は断念せざるを得ませんでした。

次に、現行法のもとでの可能性というものを探ってみました。1つの方法として、船舶使用を国内線から国際線へ、国際線から国内線への変更、いわゆる内外変、外内変というふうに言っておりますけれども、この対応でございます。つまり、博多港から比田勝港までを国内線で、比田勝港から釜山港までを国際線に、いずれも比田勝港において船舶使用を国内線と国際線に変更して運行することにより、比田勝港から国内旅行での利用が可能となるというものです。

平成22年1月当時、J R九州とこの件につきまして協議をいたしました。J R九州のほうは、あくまでも国際航路として運行を行い外国航路利用者の出入国については博多港で行い、利便性を損ねないということが原則との立場を貫かれました。これは国際線利用者が本来受けることができる免税品購入の恩恵が受けらなくなることや、比田勝港での出入国審査及び検査を受けることにより、利便性を損なうことになるからとの考えで、内外変、外内変での運航というものの実現にいたりませんでした。

その後、何らかの方法がないかを模索する中、もう一つの方法として、国内移動をC I Q検査等を受けての混乗ができないかを探ることとしました。平成23年5月に厳原税関所との協議を経て、同9月に内閣府に対し構造改革特区提案の事前相談を行いました。その中で特例措置を求める規制が何なのか、事業の実現の可能性はあるのか、ある程度の具体性が必要との指摘を受けたところであります。

次に、国等との協議の経過でございます。

これらを受けまして、12月に九州運輸局へ協議を行い、海上運送法上できない話ではない、運用上サービス基準等の問題もあるが可能であるとの回答をいただきました。その後、福岡入国管理局と協議を行い、混乗に対する経緯を説明し、国内移動ではありますが出入国審査等が可能であるか、無理とするならば法律のどの部分に抵触するのかを質問いたしました。これに対しまして平成24年2月に回答があり、出入国管理及び難民認定法第60条、61条の出入国審査は、あくまでも国内から国外へ、国外から国内への解釈であり、国内から国内、いわゆる国内移動の対応はできないとの回答がありました。

また、昨年8月には、同年6月に改正されました改正離島振興法第18条の2において、離島

特別区域制度の整備が創設され、区域を限って規制の特別措置、その他の特別措置を適用する制度の創設の条項に基づき、この比田勝港における混乗の提案を行いました。出入国管理及び難民認定法などほかの法律の関係から、改正離島振興法の施行前であり、離島特区の取り扱いも明確になっていない現段階では、特区としてふさわしくないとの回答がありました。

その後、昨年12月私が直接福岡に出向き、九州運輸局、福岡検疫所、福岡入国管理局と再度協議を行いました。

まず、九州運輸局海事振興部長との協議では、本省とも確認をしたが海上運送法上では支障はない。各省庁と協議しながら進めていきたい、C I Q関係者との協議もあるので話していきたいというお話でございました。

その後、福岡検疫所長と協議を行い、検疫の立場からは安全を確保することから検疫は必要であり、国内移動に対し検査ができるかは、まず入管の問題ではないか。入管が可能であるならば対応できると思いますとの回答をいただきました。

その足で福岡入国管理局長と協議を行いました。その中では3つ、出入国者を防ぐことが最優先であり、検査なしでの混乗はあり得ません。しかしながら国内移動に検査をすることは出入国管理及び難民認定法上では不可能であり対象外です。法律の改正が必要ですよとの回答でした。

国の根幹を成す法律の1つであり、法改正というものはかなり難しいというふうに判断せざるを得ません。これを受け、ことしの3月に私が東京まで出向き法務省入国管理局長らと協議を行いました。しかし、先ほど申しました福岡入国管理局長とのコメントとさほど変わらないものであったところです。

その後、地元の方の紹介によりまして、国会議員とこの問題について会談をしました。どうすれば混乗が可能となるか、改正離島振興法における離島特区制度の内容への盛り込みや、国境離島の問題を含めて総合的に検討していく、入国管理局とも協議したいとの話をお伺いすることができ、大変心強く思っております。

このような中、昨年改正されました離島振興法附則第6条に、特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討が付記されており、これに基づく新たな法律の制定が検討されております。これを受け、我が対馬市でも庁舎内プロジェクトにより新たな国境離島特別措置法の制定に向けた取り組みを行い、20項目の提言を取りまとめております。この中で、国際航路への混乗、燃料の低廉化、新たな航路対策の確立など、観光客誘致につながる項目を掲げ、関係方面に対しことあるごとに積極的にお話をさせていただいております。

また、県においても同様の動きがあり、さらに昨年9月に長崎県離島振興協議会において、対馬市を含む7市町により長崎県国境離島振興専門委員会が立ち上げられ、法制定に向けた検討がなされております。その中でも国際線への混乗につきましては、法律の改正や運用の見直し、除

外規定を含めた検討を国にお願いしていきたいというふうに考えております。このことにつきましては7月9日に要望に行く予定としております。

いずれにしても、国際航路への混乗は出入国管理及び難民認定法の改正など、難しい問題も多くハードルは高いものがありますが、北部対馬の振興をはじめとする観光産業の活性化に向けまして、関係機関の御指導を仰ぎながら、議会とも一緒に手を携えながら努力してまいりたいと思っておりますので、今後とも議員皆様方の御協力をお願いしまして、この問題についての答弁とさせていただきます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、観光客誘致の中の、渚の湯隣接のホテル用地の問題がございました。

募集をし、そして公募結果については、先ほど議員がおっしゃられたところですので、割愛させていただきます。

自由度の高い募集というものが必要なんではないかというふうに、先ほど御質問の中でありました。考え方によっては、そういう考え方も確かにあろうかと思えます。しかし、既存の地域での受け入れの態勢というものを崩すことになってはいけないとも、そういうことも考えたところではあります。

さらに、この北部対馬におけるポテンシャルというものを考えたときに、客単価の高い宿泊施設というものも十分に求められるのではないかというふうに考え、募集要項等についてはそのあたりを入れたところではあります。

ただし、不調に終わりましたこの件につきまして、今後も宿泊施設の絶対数というものが不足をしております北部地区の受け入れ施設の確保、それがまた地域活性化というものにつながっていきますので、今回お示ししておりました建設条件が、事業展開を考える企業方針にそぐわないという部分もあったのかなど、確かに反省をしながらというよりも、再度検証をしながら物事を進めていきたいと思っておりますし、あの地域におきましては自然公園法での規制というものも受けております。できれば自然公園法での規制をクリアしていくための物事の組み立てというものも、今県のほうとこの部分についての協議を進めております。その手続等をしながら、事業に参画しやすい環境というものをつくっていったとしても、北部地区における宿泊施設の数をつやしていききたいというつもりで動いておるところであります。

次に、病院に関する案件がございました。

現在、上対馬病院は内科医が3名、そして小児科医が1名、ただしこの小児科医は内科医も兼任をしておりますので、申しわけありません、さらに整形外科が常勤の方がいらっしやいまして、4名の体制で今進んでおります。

昨年の、確かに維持数5名ということで、1名の不足というふうなことでございますけれども、この1名を補うために対馬いづはら病院のほうから診療応援を受けているというふうな状況

です。したがって、応援を受ける中で昨年と変わらない状況というものを保っていると報告を受けているところであります。昨年産婦人科の問題で、昨年の3月議会でしたか、その1日前か、2日前に私も報告を受けてこの場で産婦人科がこのような話になっていくということ報告させていただきましたが、その後産婦人科が、外科医がいないために、産婦人科が開くことができないというふうな状況に至っております。

このような状況を打開するために、私もさまざまな形で動きはしてるものの、私にも限られた部分がございます。といいますのは、病院企業団の組織というのがあります。これは、私の立場というのでも御理解いただきたいんですが、あくまで病院企業団の運営会議の委員でございます。企業団の経営方針、運営方針というものを年1回協議をするだけの部分になっております。そういう意味におきまして、これらの病院の運営というものに、さまざまな事柄が起こるたびに、自分自身とても残念な思いが毎回去来をするような状況で、直接関与というものができないということに対してのもどかしさをずっと感じてるのが事実であります。これらにつきまして、今後、病院企業団に対して、どのような形でやっていくのかということは、本当大事な問題だというふうに思っております。そのことが北部住民の医療を、命を、そして守ることにつながることで、病院企業団、議会の方々とも、もう一緒になってこれは一生懸命動いていかないと、なかなか進まないのかなと感じてなりません。

昨年の産科休診後におきましては、新たな制度を設け、対馬いづはら病院の周辺における宿泊また交通費の助成をしながら、妊産婦さんに対して安心をというふうなことで今組み立てをさせていただいているところであります。

また、高規格救急車のお話がありました。

このことにつきましては、庁舎内で今、ドクターカーの運用体制というものをどのように組み立てて行けばいいかということで、内部で今話し合いを進めているところであります。それが、近々いいですか、開院前にはきちんとお示しをしながら皆様方の安心というの、また妊産婦さんの安心というものを届けていきたいというふうに思っております。

以上で、（「在宅」と呼ぶ者あり）どうも（「在宅」と呼ぶ者あり）あつ、在宅医療の件につきましては、確か3月議会において御質問がございました。

確かに、キュアからケアへというふうな方向性というものは、世の中の流れになっております。それを今対馬の中に物事が落とし込めるかという問題もあろうかと思っております。当然、私の父の話をして申しわけございませんが、最後は自分の家でやはり死にたいというふうなことも言っておりました。やはりそのあたりの気持ちというのを考えたときに、在宅医療というものにどのように取り組んでいくかということは、人間の尊厳を考えたとき大切な問題だというふうに思っております。

これらにつきましては、今お医者様方と一緒に組んでやるように、2月の末の会議において合意をもらっておりますので、また、スピード化しようということで保健所ともそのとき話は進めておりますので、どうか御理解いただければと思っております。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず、国際線国内線混乗特区についてなんですが、答弁いただいたことについては、大体新聞とか、このいただいている資料が入っていることだったんで。中で国会議員と会談という話がありましたけど、これはここに書いてある公明党の、（発言する者あり）ああ、ちゃんと議会通して、事務局通してもらったんでわかってらっしゃると思ったんですが。こういうものをいただいておりますので、はい。答弁のほうも、もう少し完結でよかったかなと思います、はい。いや、議会事務局を通せということだったんで通していただいておりますんで。それで、国会議員と会談ということは、公明党の遠山議員ということによろしいですね、はい。

それから、そもそもこの一番最初に、内閣法制局に相談したというところからなんですが。そこにすれば各省庁から、現行法では不可能な理由を並べられるだけだろうというのは、ある程度想像がつくことだったかとは思いますが、で、方向を転換して、今答弁のとおり個別に各省庁と一つ一つ規制緩和、撤廃を折衝を行っていただいているということは本当にわかりました、今のところ。

ただ、今年の5月に上京した際、長崎県東京事務所の関連省庁担当者に混乗特区についての進捗状況をお聞きしました。なら、混乗特区自体を御存じなかったですね。長崎県の東京事務所というのは、やはり国と折衝するための、そういう担当者を置いて、長崎県の物事を進めていこうというふうに置いてあるところだと思います。十分活用されて一緒になって取り組んでいただきたいというふうに思います。

市長も、孤軍奮闘で官僚に会って名刺交換して、一生懸命やってらっしゃるということは理解できますが、今後は県議とか知事とかいろんな方を介して、地元国会議員も御支援をいただきながら進めていただくことを強く要望しておきます。これ要望です。

それから、昨年5月13日と6月19日付の長崎新聞の記事にJR九州高速船の町社長のインタビューが載っています。そのインタビューからは、国内線国際線混乗の運航に好意的な姿勢が伺えます。町社長の九州郵船との共同運航案について、九州郵船の竹永健二郎社長も前向きに検討すると、同記事のインタビューに答えていらっしゃいます。

このように、民間の会社も法的なハードルさえクリアできれば、やってもいいという協力的なことを言っています。ぜひ民間とも協力して、逆に民間もここまでやっていいと言ってくれているんだよということを、国と一緒に訴えて取り組んでいただきたいと。聞くところによると先週木曜日に、やっとその町社長と話し合いを持たれたようですが、差し支えない範囲

で結構です。会談の内容についてお聞かせいただけますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 要望として上がっておりました、国会議員、県議との連携でというお話がございました。実は坂本県議のほうと一緒に、この混乗特区といいますか、この問題についてどのような形でやっていくかということで、長崎県選出国會議員団と各省庁との話し合いについていいですか、が年に1回課題を出してやっておりますけども、その課題に次回でも上げたいということで、話を今進めているところでございますので、連携を今後もしていきたいと思っております。

次に、JR九州高速船の町社長さんのお話がありました。私どもはこの問題について、民間の企業と連携をして当初からやっという話をずっとしてはいたけれども、逆にJR九州のほうがこの法律改正については、法律改正といいますか、特区関係とかについては行政のほうでやっていただきたいというふうな、もっぱらお話をこれは出された中で、私どもは動いておるところです。

そして共同運航が九州郵船とJR九州高速船との間で可能性はあるということは、既に私どもも話を向こうでする中で、方向性は見いだしております。先ほどから申しますように、国交省のほうは、そういうやり方については一定の理解をしてるというふうな、先ほどから答弁をさせていただいたところです。一番の大きな問題というのが、どうしても入国管理に関する問題、ここで全てがとまっているというふうなことでございますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

決して私ども、私1人が孤軍奮闘しているわけではなくて、名刺を渡すだけでもなく、一定の話し合いはずっとしているつもりでございます。

長崎県のほうの東京事務所というところは、実際問題そこまでの協議っていうのは入りません、実際やっである事業内容見ますと。そこで自分のほうが自分の足で回ってるというのが実態でございます。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 私はもっと長崎県の東京事務所というところを活用したほうがいいというふうに話しましたが、そこを活用するより自分で動いたほうがまだいいという答弁のように聞こえましたが。

私が3年前、東京事務所を訪ねたとき、ちょうど国土交通省の海事局次局長まで、長崎の東京事務所の担当者から連れて行っていただきました。なかなか海事局長まで一市議会議員がかわせていただけることはないだろうというふうに思っていたんですが、やはりそういうところを通したほうがいいのかなというふうに私は思っていたんですが、私のほうが勘違いだったのかもしれない



ん。どうなんでしょうか。

昨今、対馬釜山航路に参入の3社は格安航空会社LCCの影響で、博多釜山航路は乗客が激減しています。某社ではゴールデンウィーク期間中、対前年比約25%の乗客減少となりました。3社とも今後は対馬にさらに多くの乗客を運び込みたいという状況にあると思われます。

比田勝の国際ターミナルの新築、渚の湯隣接のホテル誘致、さらには対馬交流センター隣接地の開発と、対馬市と利害関係が一致する民間企業への積極的な観光開発協力を依頼すべきだと思いますが、市長はどういうふうに思われますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、対馬と韓国との間を運航されている航路事業者を、私どもは全く今回の件につきましても除外もしておりませんし、できますれば手を挙げていただきたいというふうな思いを持って、今回は募集をさせていただきました。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） やはり今、本当この3社も対馬に観光客を運び込みたいけど、まだまだ観光開発の環境が整っていないので送り込みにくいと。対馬市も何とかもっとその受け入れ態勢を整えたいという気持ち、両方あると思います。両方が納得できるような、そういうお金の出し方とかいろいろあると思いますね。お互いが、たくさん観光客を連れてくる環境をつくりたいというところで一致しているわけですから。今おっしゃられるように協力をしっかりとっていただきたいというふうに思います。

次に、海路での、ことし1月から3月の出入国者数、全国順位はこのパネルどおり1位博多港、2位関門港、これ下関ですね、3位比田勝港4万5,940人となっています。ごらんのように厳原と比田勝を合わせると2位に上がります。それほどの規模になっております。しかし、いまだに開港どころかCIQが常駐していないなどの受け入れ態勢が未整備なため、審査に2時間以上かかることが日常化し苦情が噴出しています。

こちらのパネルはことし8月の運航予定です。月初めから11日までジェットフォイルは全て比田勝港に2往復、厳原便はゼロ。土日は大亜高速も比田勝2往復です。出入国の審査の混雑、混乱が心配されます。

この新聞記事の中でも、未来高速の日本側代理店対馬ジェットラインの比田勝亨社長がこういうふうには言っています。「国は港の利用者にふさわしい措置をしてほしい。何より観光客に我慢を強いる現状は日本としても恥ずかしくないだろうか」と答えていらっしゃいますが、まさしくそのとりでCIQを常駐させない現状は100%国に責任があると思っていますが、市長の見解を求めます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そういう思いで入国管理局長に会ったときにも、混乗特区の問題とあわせて入管職員の増員というものをお願いもしたところでございます。

そしてまさに、今お示しのその表ですね、昨年の10月、11月も確か2位だったと思います、港としてはですね。そして空の港、空港もあわせても第9位ぐらいだったと思います。それほど対馬というところに人が出入りがあっているということを考えたときに、やはり開港基準といいますが、閉港基準といいますが、どちらかはおもかくとしまして、物流関係のものではなく、人流というものを基準の中にきちんと入れていくのがデジタル・ジャパンを掲げる日本政府の方向性なんではないかということも、そのとき話をさせていただきました。その際は、上対馬の市民の方2名の方も東京にいらっしゃいましたので、一緒に入国管理局長と会っていただき、その思いというのも伝えていただいたところであります。

まさに冒頭言われましたように、入国C I Qの問題につきましては国の責任においてやっていただきたいという思いでありますけども、少なくとも箱の問題については、といたしますのは、2時間の問題でございます。人が足りないために2時間かかっていることは否めない事実です。実は福岡の1人当たりの時間と、比田勝における1人当たりの通過時間というのは、逆に比田勝のほうが早いんです、1秒。確か五十何秒の話ですけど、1人頭。それを考えると、明らかに人用が足りないということが歴然ではないかというふうな話を、その入国管理局長との会談のときさせていただきましたところであります。

そしてターミナルの話ですけども、ターミナルにつきましてはこの問題を国交省の技監とも会って話をさせていただきました。そのようなお客が来る港における交付金の配分のあり方という問題を言いました。さらに1時間半、2時間という待たせることをどのようにしていくかということも言いました。そうしますと技監のほうが逆に観光庁の職員を、観光庁長官を紹介をしていただくという場面になりまして、実は観光庁のほうから直接的な補助等はないけども、人を受け入れる際に時間を短く感じさせる手法等について、それから2週間後ぐらいにメールをいただき、それを今新たな比田勝の国際ターミナルの中で、どのように具現化できるかを今内部で調整を図っているところでございます。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 確かに人用が足りないというのもあるんですが、やはり機械で操作するわけですから、今光が通ってないというところが結構大きな原因じゃないかなというふうには私は思っています。その整備についても十分取り組んで、国のほうにもお願いしていただきたいと思います。はい。

で、病院のほうなんですけど、ちょっと時間がなくなってきました。ほとんど要望という形になるかもしれませんが。

上対馬病院の産科医が不在となった件については、直前になっても情報が地元にも市長にも知らされておらず、北部住民に大きな不安と病院企業団に対する不信感を残しました。公的病院改革ガイドラインで、公的医療機関の果たすべき役割は地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにあるとされ、離島はその具体例として真っ先に上げられています。このことをしっかり念頭に置いて取り組んで、私も厚生委員長になりましたので、同じような立場だと思えます、市長とですね、ちょっと違いますよ、最後に言いますが。

地域医療の重要性を伝えて、医療従事者の確保を目的に、島内の高校生を対象とした出前出張を依頼してみたらどうかと前回提案しましたが、昨年対馬高校で病院企業団は実施してくださっているようです。これを高校生だけではなく中学生をも対象に広げていくなど充実もお願いしたらどうでしょうか。

今月17日の長崎県議会、山田博司議員の一般質問に対し、県立大学の看護学科に離島推薦枠を設けるとの答弁がありました。病院企業団だけでも約50名の夜勤対応看護師が不足しており、月に10日以上もの夜勤をこなさざるを得ない看護師もいるという報道もあります。人材確保のためには県内、ほかの離島自治体よりも一歩進んだ対馬市独自の医療人材確保策が必要だと思います。合併後廃止されている医師以外の医療従事者就学支援制度を復活するという形もありますが、まずは入学支度金や就学中に実施される院内研修を対馬で受講する際の支援などから始めてみてはどうでしょうか。

それから、平成20年9月対馬市議会に病院企業団設立に関する議案が提出された際、管理者が自治体の首長から企業長になれば地元の意見が反映されにくくなるということが懸念されるとして、厚生常任委員会では否決されましたが、企業団に参加しなければ将来対馬市単独で医療を担うことになるデメリットの方が大きいとして、本会議では逆転可決されました。同じころ市内2カ所で開催された住民説明会においても、病院機能の低下、医療従事者の失業、地元経済の地盤沈下などへの不満、不安の声が上がっていました。地元の意見が通りにくくなるという懸念どころか、地元で重要な情報が届いていないという問題が散見されます。

ある病院で一昨年末に、翌年の4月には常勤医師が大幅減となる可能性が高いという情報がありました。対馬市も長崎県病院企業団も把握してないということでした。当該院長の御尽力により体制を翌年4月も維持することとなり、結果的には市民に無用な心配をかけずに済みましたが、しかし、医師の減少の危機が半年後に迫った段階で、市長にさえ情報が共有されていなかったことは問題だと思います。経営主体が変わっても受診するのは対馬市民です。制度はどうあろうと、市民の生命、健康を第一義的に預かっているのは、市長あなた自身だという強い意志を持って、企業団にも市長にも迅速な情報共有を努めるように強く要望します。このことについてい

かがですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどおっしゃられた中で、光ケーブルの話がございました。これにつきましては、実は入国管理局のほうにも、この問題で質問にまいりました。ケーブルの問題では全くないと。要するに先ほど言いましたように、逆に1秒早いぐらいでございますので、光ケーブルによっての時間のロスというものはないというふうなことになったということで御理解をいただきたいと思います。

次の問題でございますが、市民の命、医療全てを預かっている市長だということでお話がございました。で、そういう思いを自分自身は持っておりますけれども、今の制度の問題の中で物事は進む部分もございます。そこで私も、運営会議、年に1回しかありませんけれども、その場でも今の現状を打破してもらうためのお願いは当然していきます。で、病院企業団に出てある議会の議員さん方も一緒になって、物事をこのことについてはやっつけていかないと、私1人でどうのこうのやっつけていける問題では決してないと思っておりますので、お力添えをいただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 年に1回か2回の、その会議だけではなくて、随時、常に、常にというか、折を見て、企業団とそういう話をしていくという姿勢をまたお願いして、最後に終わりたいと思います。済いません。時間超過しました。済いませんでした。

○議長（作元 義文君） これで、6番、脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会を11時5分から行います。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） ただいま御指名をいただきました、波田でございます。皆様、こんにちは。

まず質問に入る前に、市民の皆様へ一言御挨拶をさせていただきたいと存じます。去る5月19日に施行されました対馬市議会議員一般選挙におきまして、地元地区の皆様をはじめ対馬市民の皆様からの多くの御支持をいただき、当選させていただきましたことを、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。私自身初めて政治を志した気持ちに立ち返り、市民の代弁者として全力で頑張っておりますとともに、今まで以上に議会活動が市民皆様に御理解していただけた